

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領

県は、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県の園芸農業は、これまで東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を中心とする取組を行ってきており、この間、構造的な高齢化や担い手不足が一層深刻化する中、より発展的な振興施策の展開が遅れ、農家戸数や栽培面積の減少など、産地の縮小傾向が続いている。

さらに、市場占有率が低い園芸品目ほど風評の影響が大きく、市場から選択される優先率が低くなることで他県産地と比較して単価がさらに低下するなど、産地縮小のスパイラルにより未だ農業産出額が回復しておらず、本県の特色である多様な園芸産地の維持が大きな課題となっている。

このため、園芸産地自らが地域の特性を生かし、市場等からの産地信頼回復に向けた取組や風評払拭に向けた取組、創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行い、これまで以上に園芸産地の生産力を一層強化し、競争力の高い産地を育成することを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、対象作物、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとし、補助対象経費の詳細は別表2のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助対象に係る留意事項については別表3、農業機械のリースについては別表4に留意するものとする。

第3 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合等であって、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

第4 事業計画の申請及び承認等

- 1 (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式1）を市町村に提出する。
提出を受けた市町村は、事業計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式1）を併せて当該市町村を所管する農林事務所長（以下、「所長」という。）に申請する。
 - (2) 広域団体（事業実施主体）は、事業実施計画書及び事業実施計画承認申請書を作成し、主な事業実施地区を所轄所管する所長に申請する。
なお、事業計画承認申請書の申請においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨が確認できる書類を添付するものとする。
 - (3) 県域農業団体（事業実施主体）は、事業実施計画書及び事業実施計画承認申請書を作成し、農林水産部長に申請する。
- 2 申請を受けた所長又は農林水産部長（以下、「所長等」という。）は、審査の結果適当と認めた場合は、1の（1）にあたっては市町村に、1の（2）及び（3）にあたっては事業実施主体に対し事業実施計画の承認（様式2）を行う。

第5 事業計画の変更

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、国実施要領第3の2及び交付要綱第5に定める重要な変更を行う場合は、第4の1に準じて事業計画変更承認申請書（様式3）を所長等へ申請し、申請を受けた所長等は、第4の2に準じて市町村又は事業実施主体に対し事業計画変更の承認を行う（様式2）。
- 2 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、第5の1以外の軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式4）を作成し、所長等に速やかに提出するものとする。

第6 事業の実施期間

事業の実施期間は単年度とする。

第7 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて実施状況報告書（別紙様式1）を作成し、事業を実施した年度の翌年度の5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された実施状況報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに農林水産部長に提出する。

第9 事業の評価

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業の成果目標に対する達成度について事業評価報告書（様式5）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から毎年、5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された事業評価報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度か

ら毎年、6月末までに農林水産部長に提出する。

- 3 事業実施年度の翌々年度において、実績が成果目標の70%に満たない場合は、所長等は、市町村又は事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

第10 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式6のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月18日から施行する。